

議案第51号

財産（動産）の取得について

次のとおり財産（動産）を取得するため、売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月9日提出

日野町長 埴田 淳一

記

- 1 購入物品 コミネット関連機材 1式
自動送出システム関連機材 1式
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 19,540,400 円
- 4 契約の相手方 鳥取県米子市新開2丁目1-7
株式会社サテライトコミュニケーションズネット
ワーク
代表取締役 高橋宏之

物 品 売 買 仮 契 約 書

発注者日野町(以下「甲」という。)と受注者株式会社サテライトコミュニケーションズネットワーク(以下「乙」という。)とは、下記物品(以下「物品」という。)の購入について、次の条項により、売買仮契約を締結する。

(売買物品)

第1条 売買物品は、別添機器明細のとおりとする。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 19,540,400 円(うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額 金 1,776,400 円)を支払うものとする。

(納入期限および場所)

第3条 物品の納入期限および納入場所は、次のとおりとする。

(1)納入期限 令和7年3月31日

(2)納入場所 鳥取県米子市新開2丁目1番7号 株式会社サテライトコミュニケーションズネットワーク

(検 収)

第4条 乙は、第1条の物品を甲の指定した場所に持ち込んだときは、ただちに甲に納品書を提出し、乙は、立会のうえ甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に立ち会わない場合は、検査の結果について異議を申し立てることはできない。

3 甲の第1項の検査は、乙が納品書を提出した日から、特別の理由のない限り10日以内に完了するものとし、その期間内に検査を完了しないときは、その遅延日数は、第10条の支払の約定期間から差し引くものとする。

(検査の費用負担)

第5条 物品の持込みおよび検査場への運搬等に要する一切の費用並びに検査によって変質、変形、消耗したものの交換は、すべて乙の負担とする。

(物品の引渡し)

第6条 乙は、物品が第4条第1項の検査に合格したときは、当該物品を甲に引き渡さなければならない。

(所有権の移転)

第7条 物品の所有権は、乙が当該物品を甲に引き渡したときに移転するものとする。

2 前項の所有権移転前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。ただし、それが甲の重大な過失に基づくときは、この限りでない。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、これを免除する。

(物品の引換え)

第9条 第4条の検査の結果、不合格となった物品については、乙は、この契約の期間内または甲の指定する期間内にこれを引き換え、さらに同条の手続により検査を受けなければならない。

2 前項による物品の引換え及び検査に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、物品の所有権移転完了後において、乙から正当な請求書を受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。もしその期間内に支払を完了しないときは、乙は、未払金額に対し遅延日数1日につき年2.9パーセントの遅延利息を甲に請求することができる。

(委託および譲渡の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生ずる債務の履行を第三者に委託し、またはこの契約によって生ずる権利および義務を第三者に譲渡してはならない。

(納期の延期)

第12条 乙が天災地変その他真にやむを得ない原因のため、契約期間内に物品を納入することができないときは、甲は、乙の申請により、相当の期間延長を承認するものとする。

(履行遅延による違約金)

第13条 乙が契約期間内または前条および第9条の期間内に完納しなかった場合は、甲は、遅延日数1日につき契約金額から既納部分に対する相当額を控除した額に対し、年2.9パーセントの率により計算した額を違約金として乙から徴収するものとする。

(違約金の相殺)

第14条 前条の遅延違約金は、乙に支払う代金と相殺することができる。ただし、このうえ損害があるときは、乙は、甲に対しその損害に相当する金額を損害賠償の責に任ずるものとする。

(甲の解除権)

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 特別の理由なくして、乙が期限内に契約物品を納入しないとき。

(2) この契約の締結または履行に関して乙またはその代理人もしくは使用人に不正の行為があったとき。

(3) 甲において、乙が期限内に契約を履行することができないと認めたとき。

(4) 正当な理由がなく甲の指揮監督に従わないとき。

(5) 甲の都合により解約の要を生じたとき。

(6) 乙が破産の宣告を受け、または住居不明となったとき。

(7) その他契約条項に違反したとき。

2 前項第1号から第4号まで、及び第7号の場合においては、甲は、損害金として契約金額の10分の1に相当する金額を乙から徴収する。

(品質保証期間)

第16条 保証期間については、所有権移転の日から起算して1年間とする。

2 前項の期間内において、甲の責任に原因する損傷および消耗品以外で、製品の欠陥により起きた部分の損傷については、すべて乙の負担において修理し、もしくは新品と取り替えるものとする。

(約定外の協議)

第17条 この契約で定めていない事項でなお必要事項がある場合は、甲・乙協議してその都度定める。

(本契約)

第18条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付し同意を得た日をもって本契約が成立したものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者、記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和6年7月31日

甲 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町
日野町長 埴田 淳一

乙 鳥取県米子市新開2丁目1番7号
株式会社サテライトコミュニケーションズネット
代表取締役 高橋 宏之



チャネルひろの機器更新 内訳書

一金 円也
 (うち取引に関わる地方消費税額 金 円)

内 訳

No.1

名称	品名	数量	単位	備考
A. コミネット関連機材		1	式	
B. 自動送出システム関連機材		1	式	
消費税等相当額				
合計				

[illegible]

明記

